

特別養護老人ホーム つくも苑 利用料金表

当苑で使用可能な介護負担限度額認定証（低所得者向け居住費・食費の減免制度）はご本人の収入及び世帯収入等から区分分けされ、保険者から発行されます。

※介護負担限度額認定証の発行には保険者（市町村の介護保険課）へのお申込みが必要です。

料金体系

介護保険1割負担分（一定の所得割合の方は2割もしくは3割負担）＋居住費＋食費＝毎月の料金＋その他の費用
その他の費用とは・・・医療費・理美容費・外出レクリエーション費・日用品費（嗜好品等）などの費用

【第1段階】条件・・・本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者・生活保護受給者等の方

介護度	介護保険1割負担		小計	居住費	食費	一日料金	月料金（30日）
	基本額	加算額					
要介護1	652	※1	652	820	300	1,831	54,970
要介護2	720		720			1,899	57,010
要介護3	793		793			1,972	59,200
要介護4	862		862			2,041	61,270
要介護5	929		929			2,108	63,280

【第2段階】条件・・・市民税世帯非課税で課税年金収入額、非課税年金収入額、合計所得金額の合計が年80万以下の方

介護度	介護保険1割負担		小計	居住費	食費	一日料金	月料金（30日）
	基本額	加算額					
要介護1	652	※1	652	820	390	1,921	57,670
要介護2	720		720			1,989	59,710
要介護3	793		793			2,062	61,900
要介護4	862		862			2,131	63,970
要介護5	929		929			2,198	65,980

【第3段階①】条件・・・市民税世帯非課税で課税年金収入額、非課税年金収入額、合計所得金額の合計が年80万超120万以下の方

介護度	介護保険1割負担		小計	居住費	食費	一日料金	月料金（30日）
	基本額	加算額					
要介護1	652	※1	652	1,310	650	2,671	80,170
要介護2	720		720			2,739	82,210
要介護3	793		793			2,812	84,400
要介護4	862		862			2,881	86,470
要介護5	929		929			2,948	88,480

【第3段階②】条件・・・市民税世帯非課税で課税年金収入額、非課税年金収入額、合計所得金額の合計が年120万超の方

介護度	介護保険1割負担		小計	居住費	食費	一日料金	月料金（30日）
	基本額	加算額					
要介護1	652	※1	652	1,310	1,360	3,381	101,470
要介護2	720		720			3,449	103,510
要介護3	793		793			3,522	105,700
要介護4	862		862			3,591	107,770
要介護5	929		929			3,658	109,780

【第4段階】条件・・・第1～3段階に該当しない方

介護度	介護保険1割負担		小計	居住費	食費	一日料金	月料金（30日）
	基本額	加算額					
要介護1	652	※1	652	2,006	1,445	4,162	124,900
要介護2	720		720			4,230	126,940
要介護3	793		793			4,303	129,130
要介護4	862		862			4,372	131,200
要介護5	929		929			4,439	133,210

◎介護保険2割負担・・・対象者に関しましては、介護負担割合証をご確認ください。

介護度	介護保険2割負担		小計	居住費	食費	一日料金	月料金(30日)
	基本額	加算額					
要介護1	1,304	※1	1,304	2,006	1,445	4,873	146,270
要介護2	1,440		1,440			5,009	150,350
要介護3	1,586		1,586			5,155	154,730
要介護4	1,724		1,724			5,293	158,870
要介護5	1,858		1,858			5,427	162,890

◎介護保険3割負担・・・対象者に関しましては、介護負担割合証をご確認ください。

介護度	介護保険3割負担		小計	居住費	食費	一日料金	月料金(30日)
	基本額	加算額					
要介護1	1,956	※1	1,956	2,006	1,445	5,584	167,680
要介護2	2,160		2,160			5,788	173,800
要介護3	2,379		2,379			6,007	180,370
要介護4	2,586		2,586			6,037	181,270
要介護5	2,787		2,787			6,415	192,610

※1 加算額…令和4年9月

入居者に共通して加算される費用

加算項目	内容等	日額	月額30日で計算
看護体制加算(Ⅰ)口	常勤看護師1名以上配置	4円	120円
看護体制加算(Ⅱ)口	基準+1名の看護師配置	8円	240円
夜勤職員体制加算(Ⅱ)口	基準+1名の夜勤職員配置	18円	540円
栄養マネジメント強化体制加算	管理栄養士の配置、入所者情報の活用など、入所者の栄養状態の改善や維持に努めることで算定	11円	330円
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	国への情報提供とフードバック情報を適切に活用しケアの質の向上を図ることで算定		40円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合6割以上で算定	18円	540円
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	基本料金および各加算の合計に6%加算		
介護職員等ベースアップ等支援加算	基本料金および各加算の合計に1.6%加算		

該当者のみ加算される費用

加算項目	内容等	日額	月額30日で計算
初期加算	入所後30日間算定	30円	900円
個別機能訓練加算(Ⅰ)	個別に機能訓練(リハビリ)を実施した場合に算定	12円	360円
個別機能訓練加算(Ⅱ)	上記の取り組みに加え、計画等の情報提供とフィードバック情報を適切に活用しケアの質の向上を図る		20円
外泊加算	外泊をする場合 ※月に6日間まで算定	260円	1560円
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	褥瘡の発生と関連のあるリスクについて評価し、その後3月に1回評価すること。そしてその情報を厚生労働省へ提出し情報を有効活用していること。評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、多職種が共同して、褥瘡ケア計画を作成すること算定		3円
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	上記の取り組みにより褥瘡が発生しないことで算定		13円
安全対策体制加算	組織的に安全対策を実施する体制 入所月のみ算定		20円
口腔衛生管理加算Ⅰ	歯科医師などの指導に基づき、入所者の口腔衛生の管理に係る計画が作成され、月二回以上、入所者の口腔衛生等の管理を行った場合に算定		90円
療養食加算	介護施設において入所者の病状に応じて、医師より発行された食事箋に基づき、療養食を提供した場合に算定	6円~18円	180円~540円